

■「グリーン住宅ポイント制度の内容について」の変更点について

変更時点	該当ページ	修正前	修正後
2020.12.22	5	(ただし、(ii)については、移住する3ヶ月前までを起算点とすることができる。)	(ただし、(ii)については、移住する3ヶ月前までを起算点とすることができる。また、東京圏(条件不利地域を除く。)に居住しつつ、東京23区内の大学等 ^{※4} へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も対象期間とすることができる。)
2020.12.22	6		(注釈の追加) ※4 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関をいいます。
2020.12.22	6		(注釈の追加) ※ グリーン住宅ポイント制度の対象とする建材・設備の登録製品は、今後、公募したうえで、基準への適合審査が完了したものから、今後選定する事務局より公表する予定です。なお、次世代住宅ポイント制度で登録されていた製品については、基準への適合審査が早期に完了する可能性があります。
2020.12.22	7	(5)賃貸住宅の新築 建築主が賃貸の用に供するために新築する共同住宅等であって、建築物の省エネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)に基づく住宅トップランナー制度の賃貸住宅に係る基準 ^{※1} に適合する、すべての住戸の床面積が40m ² 以上の賃貸住宅を対象 ^{※2} とします。	(5)賃貸住宅の新築 建築主が賃貸の用に供するために新築する共同住宅等であって、建築物の省エネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)に基づく住宅トップランナー制度の賃貸住宅に係る基準 ^{※1} に適合する、すべての住戸の床面積 ^{※2} が40m ² 以上の賃貸住宅を対象 ^{※3} とします。
2020.12.22	7		(注釈の追加) ※2 壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積(吹き抜け、バルコニー及びメーターボックスの部分を除く)により算定。なお、住戸内に階段が存在する場合、階段下のトイレ及び収納等の面積を含める。以下同じ。
2020.12.22	16,17,18,19,20	通勤状況が確認できる書類(在職証明書、退職証明書等)	通勤・通学状況が確認できる書類(在職証明書、退職証明書、在学証明書、卒業証明書等)
2020.12.22	18,20	D.【ポイント発行申請時における東京23区内への通勤期間が要件に満たない場合】	D.【ポイント発行申請時における東京23区内への通勤・通学期間が要件に満たない場合】
2020.12.22	19	G. 東京圏(条件不利地域を除く。)から移住した日以前の居住地が確認できる書類(住民票の写し、住民票の除票、戸籍の附票等。最大10年間分) H. 【Gが東京23区以外の場合】東京圏(条件不利地域を除く。)から移住した日	G. 東京圏(条件不利地域を除く。)から移住する日以前の居住地が確認できる書類(住民票の写し、住民票の除票、戸籍の附票等。最大10年間分) H. 【Gが東京23区以外の場合】東京圏(条件不利地域を除く。)から移住する日
2020.12.22	24	・事務局の公募：令和2年12月頃	・事務局の公募：令和2年12月18日～令和3年1月18日まで
2020.12.28	4		(注釈の追加) ※ 断熱等性能等級4を満たさない住宅であって、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)に基づく住宅の外皮性能の基準に適合するものは本制度の対象とします。
2020.12.28	4	②一定の性能を有する住宅	②一定の省エネ性能を有する住宅
2020.12.28	8	建築物の省エネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)に基づく住宅トップランナー制度の賃貸住宅に係る基準 ^{※1}	建築物省エネ法に基づく住宅トップランナー制度の賃貸住宅に係る基準に適合 ^{※1}
2020.12.28	8	※1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第9条の2及び第9条の3第2項から第4項までに定める外皮性能及び一次エネルギー消費量に関する基準。以下同じ。	※1 当該共同住宅等が基準省令第1条第1項第2号イ(1)に適合すること及び当該共同住宅等のBEI(設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。))を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいう。)が0.9以下であることを(削除)
2020.12.28	31	※一部調整中のものがあります。	(削除)